

# 都市ガス談合等事案への対応について

2024年6月25日（火）

制度設計専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 公正取引委員会による排除措置命令等の概要

- 本年3月4日、公正取引委員会は、東邦ガス・中部電力などが大口都市ガスの受注調整等を行っていたとして、**排除措置命令・課徴金納付命令・警告（行政指導）**を実施した。

	事実認定	対象事業者	命令等の内容
①	大口需要家向け都市ガス供給について、遅くとも2016年11月25日以降、2021年6月2日（※1）までの間、 <b>中部電力（中部電力ミライズを含む）と東邦ガス（※2）</b> が、 <b>23件の受注調整</b> を行った。	中部電力	<b>課徴金納付命令</b>
		中部電力MZ	<b>排除措置命令 課徴金納付命令</b>
②	家庭用都市ガス料金等（電気とのセット割引を含む）について、2016年10月頃以降、東邦ガス・中部電力の順に料金を公表すること等を話し合い、 <b>中部電力が東邦ガスに、中部電力より値下げしないよう要請した。</b>	中部電力MZ	警告
		東邦ガス	警告
③	卒FIT電源の買取価格について、2019年3月頃以降、 <b>中部電力・東邦ガスの順に買取価格を公表すること等を話し合い、中部電力が東邦ガスに、中部電力を大幅に上回る買取価格にしないよう要請した。</b>	中部電力MZ	警告
		東邦ガス	警告
④	LNG供給（ローリー車による供給）について、遅くとも2019年頃以降、中部電力・シーエナジー（※3）と東邦ガスが、 <b>受注予定者を決定等した。</b>	中部電力MZ	警告
		シーエナジー	警告



## ①大口都市ガスの受注調整 （排除措置命令・課徴金納付命令（計2,678万円））

②家庭用都市ガス等、③卒FIT買取（警告）

④LNG供給（警告）



※1：東邦ガスが、リニエンシーにより、合意から離脱した日の前日。

※2：東邦ガスは、違反事業者として認定されているが、リニエンシー申請によって課徴金は100%免除。排除措置命令も対象外。また、中部電力と中電ミライズは、リニエンシー申請により課徴金30%減算。

※3：中部電力ミライズの子会社。

# 電力・ガス取引監視等委員会の対応（全体像）

- 本件について、本年3月4日に、電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）から、東邦ガス・中部電力ミライズ等に対し、ガス事業法・電気事業法に基づく報告徴収等を実施した。
- その結果、大口都市ガスの受注調整事案について、東邦ガスと中部電力ミライズに対して、ガス事業法に基づく業務改善命令を発出するよう、本年6月24日に、電取委から経済産業大臣に勧告を行った。
- また、今後、家庭用電気・ガス及び卒FIT買取に係る事案については、電取委による業務改善指導を行い、LNG供給に係る事案については、電取委による注意喚起を行う予定である。

×：処分なし（関与あり） -：関与なし

	大口都市ガス		家庭用電気・ガス、卒FIT買取		LNG供給	
	経産省	公取委	経産省	公取委	経産省	公取委
東邦ガス	<u>業務改善命令 (大臣勧告)</u>	× (リニエンシー)	<u>業務改善指導 (電取委)</u>	警告	<u>注意喚起 (電取委)</u>	×
中部電力※1	×	課徴金	×	×	×	×
中部電力ミライズ	<u>業務改善命令 (大臣勧告)</u>	排除措置命令 課徴金	<u>業務改善指導 (電取委)</u>	警告	<u>注意喚起 (電取委)</u>	警告
シーエナジー※2	-	-	-	-	<u>注意喚起 (電取委)</u>	警告

※1 中部電力はガス事業法・電気事業法上のガス小売事業者・小売電気事業者ではなくなったため、小売に関する業務改善命令等の対象外。

※2 中部電力ミライズの子会社。なお、LNG供給はガス事業法上の規制外の取引。

# 大口都市ガス事案に係る経済産業大臣への勧告

- 報告徴収の結果、大口の都市ガス供給に関し、東邦ガスと中部電力について、
  - － 営業部門の部長級の者同士などで情報交換や意見交換を長期間に渡り頻繁に行っていたこと（遅くとも2016年2月頃から2021年2月頃までの間に少なくとも数十回）
  - － 情報交換の一部を執行役員に共有したり、意見交換の場に取締役が同席したりしていたこと
  - － 情報交換には、双方の受注に対する意向や料金水準などに関するものが含まれること
  - － 実際に受注調整を行っていた例も複数あること

を確認した。

- これらは、ガスの適正な競争に対する信頼を著しく害し、ガス事業の健全な発達に極めて大きな支障を及ぼすものであることから、ガスの適正な取引の確保を図るため、ガス事業法に基づく業務改善命令が相当と考えられ、電取委から経済産業大臣への勧告を行った。
- 経済産業大臣に勧告した業務改善命令の内容は以下のとおり。

- ① 不当な取引制限と疑われるような行為を今後行わないこと
- ② 再発防止のための改善計画を提出すること、これを事案内容・発生原因とともに公表すること  
＜改善計画に含める事項（例）＞
  - ✓ 他事業者との接触に関するルール整備及び事前・事後統制の徹底
  - ✓ 外部人材を過半数とする組織体による定期的な監視
  - ✓ 競争に関する研修の充実
- ③ 改善計画の実施状況について、電取委・経産省に定期的に報告し、フォローアップに応じること

# 家庭用電気・ガス、卒FIT買取及びLNG供給に係る事案への対応

- 家庭用電気・ガス及び卒FIT買取に関しては、東邦ガスと中部電力について、
  - － 両社の経営層を含む役職員が面談し、料金や価格等に関する情報交換等を行っていたことなどが確認されたこと
  - － 一方、家庭用電気・ガス及び卒FIT買取に関する情報交換等が、必ずしも長期に渡り頻繁に行われていたとまでは認められないこと

などに鑑み、今後、東邦ガスと中部電力ミライズに対して、業務改善指導を行う予定である。

- LNG供給に関しては、東邦ガスと中部電力（子会社のシーエナジーを含む）について、
  - － 受注予定者の決定を含む情報交換等が行われていたこと
  - － 今後、受注調整行為が、都市ガス原料の取引で行われれば、都市ガスの小売供給価格が上昇し、ガスの需要家の利益を害したり、ガス事業の健全な発達に支障が生じたりするおそれがあると考えられること

などに鑑み、ガス事業法の規制対象外の取引ではあるが、今後、東邦ガス・中部電力ミライズ・シーエナジーに対して、注意喚起を行う予定である。